

名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱の解説

(目的等)

- 第 1 条** この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有吹付け建材からのアスベスト飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、建築物の所有者又は管理者が行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。
- 2** 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

<解説>

この要綱は、国土交通省により創設された「住宅・建築物安全ストック形成事業」に該当する事業を行う者に対して、補助金の交付をするものです。

(用語の定義等)

- 第 2 条** この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。
 - (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物（国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。ただし、建築物の除却に伴うアスベスト含有吹付け建材の分析調査、除去、国及び他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となるもの、並びに、この要綱以外で本市が定めた補助制度等の対象となるものを除く。
 - (3) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者が当該補助対象建築物に関して行う分析調査事業及びアスベスト除去等事業をいう。
 - (4) 分析調査事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に係るアスベストの含有の有無を分析により調査することをいう。
 - (5) アスベスト除去等事業 補助対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有吹付け建材について除去（耐火被覆材として施工された吹付けアスベスト等を除去した結果、耐火要求を満たさなくなる露出した鉄骨等の部材については、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために行う耐火被覆工事を含む。）、封じ込め又は囲い込みの措置（以下「除去等」という。）を行うことをいう。
 - (6) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に規定する者をいう。
 - (7) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有権を有する者をいう。
 - (8) 管理組合 区分所有法第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は第 47 条第 1 項（第 66 条において準用する場合を含む。）に規定される法人をいう。
- 2** 分析調査事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。
- (1) 分析による調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日付け基発第 0821002 号厚生労働省労働基準局長通達）により示された分析方法を標準とする。
 - (2) 分析による調査の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 45 日以内であること。
 - (3) 分析による調査は、建築物石綿含有建材調査者が実施するものとする。
- 3** アスベスト除去等事業は、次に定める要件に適合するものでなければならない。
- (1) 施工者は、アスベスト除去等事業にあたりアスベストによる健康障害を防止するため、アスベスト除去等事業にたずさわる者の身体の保護及び一般大気中へのアスベストの飛散防止を図らなければならない。

- (2) アスベスト除去等事業を行った後の補助対象建築物の敷地、構造及び建築設備は常時適正な状態で維持管理をするように努めなければならない。
- (3) アスベスト除去等事業の実施期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して90日以内であること。
- (4) アスベスト除去等事業は、建築物石綿含有建材調査者が計画を策定するとともに、当該計画に基づく現場体制により実施すること。

<解説>

【アスベストとは】

石綿には、クリソタイル（白石綿または温石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類があります。労働安全衛生法施行令にいう石綿等とは、これらの石綿及び石綿を含有する製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の0.1%を超えるものをいいます。

【補助対象建築物】

補助対象建築物は、本市の区域内に存する建築物で国、地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した地方独立行政法人等の所有する建築物は除きます。

【補助を受けることができない場合】

アスベストの分析調査事業や除去等事業の補助は、他の制度による補助と重複して受けることはできません。

また、建築物の除却を前提とした分析調査、除去はできません。分析調査後あるいはアスベスト除去等後も、建築物として一定期間使用していただくものとします。

【補助の対象となるアスベストの種類】

分析調査の補助対象となるアスベストは、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け）、吹付けパーライトが対象となります。また、除去等の補助対象となるアスベストは吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールです。なお、その他の石綿含有仕上塗材、アスベスト成形板は、分析調査及び除去等ともに補助の対象外となります。

既に分析調査が済んでいる場合でも調査時期によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライトの3種類のみの分析調査、あるいは、アスベストの含有量が重量比1%を超えるかどうかの分析調査しか行っていないケースが見受けられます。これらの調査結果でアスベストの含有が無いと判定されていても、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの3種類のアスベストが分析調査されていないケースや、平成18年10月1日の建築基準法の改正によりアスベストの含有量が重量比0.1%超に定められたため、含有量の調査が不十分な場合には、再度アスベストの分析調査が必要になりますが、再度これらの分析調査を行う場合にも補助の対象となりますのでご利用ください。

【助成後の使用年限】

建築物の分析調査後及びアスベスト除去等後の使用年限については特に問いませんが、建築物の継続使用を前提として補助を行っていますので、その後一定期間は建築物として使用してください。

【分析の方法】

分析の方法は、平成18年8月21日付け厚生労働省労働基準局長通達基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」によるものとします。

【建築物石綿含有建材調査者】

厚生労働省、環境省及び国土交通省が定める「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づく講習等を受講し修了審査に合格

した者に、既存建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行うことができる「建築物石綿含有建材調査者」の資格が付与されています。本要綱で規定する補助事業での調査、除去等の計画を立てるなどをする場合には、この建築物石綿含有建材調査者によることを要件としています。

【アスベスト除去等事業の実施について】

アスベスト除去等事業における計画の策定は建築物石綿含有建材調査者が行う必要があります。また、当該計画に基づく現場体制により実施されるものを交付対象事業としています。

【アスベスト除去等の工法】

《除去とは》

吹付け石綿を全部除去して、必要であれば他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの（脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等）、基層材との接着力が低下しているもの（吹付け層が浮き上がっているもの等）、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。なお、耐火被覆材として吹き付けられたアスベストを除去する場合には、アスベストの除去後速やかに、除去した部分の主要構造部を耐火構造とする措置をとらなければなりません。

《封じ込めとは》

吹付け石綿の表面に石綿飛散防止剤を吹き付けることにより塗膜を形成する（塗膜性封じ込め処理＝表面固化形）、吹付け石綿の内部に石綿飛散防止剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する（浸透性封じ込め処理＝浸透固化形）ことにより吹付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。なお石綿を封じ込める措置方法は、平成18年9月29日国土交通省告示第1173号第二号によります。

《囲い込みとは》

石綿が吹き付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいいます。なお石綿を囲い込む措置方法は、平成18年9月29日国土交通省告示第1173号第一号によります。

なお、封じ込め及び囲い込みの工法は地震等の災害時にアスベストの飛散の恐れが有り、建築物の除却時にはアスベストを除去しなければならないため、最終的なアスベスト対策とはなりません。原則として除去の工法を基本とし、封じ込め、囲い込みの工法については施工上やむを得ない場合のみとしてください。

【工事上の注意点】

除去等工事をするにあたっては、事前に労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設リサイクル法、建築基準法等関係法令等に定められた各種届出を行い、作業基準等を遵守してください。

除去等方法を解説した図書として日本建築センターが発行する「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」（平成30年9月）があります。この技術指針には、除去処理工事、封じ込め処理工事、囲い込み処理工事について作業手順、注意事項等が具体的に解説してありますのでこれに従って工事を行ってください。

工事施工者は、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）によって審査証明された「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の証明を有する施工業者又は同等以上とします。これは周辺地域及び作業区域内における安全を確保することが第三者機関で証明されたものです。

また、工事中の注意点を具体的にまとめた図書としては建設業労働災害防止協会が発行する「石綿技術指针对応版 石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（平成28年4月発行）がありますのでこれに従ってください。

工事の施工管理体制として、処理工事の工事管理者は、建設業法で規定する主任技術者又は

監理技術者の資格を有する者とし、処理工事にあたっては、石綿障害予防規則第19条に基づき「石綿作業主任者」の選任が必要であり、石綿作業主任者技能講習修了者から選任します。ただし、平成18年3月以前の特定制化学物質等作業主任者の有資格者を選任することもできます。工事管理者と石綿作業主任者はこれを兼ねることができます。

なお、囲い込み及び封じ込めの処理工事の方法については、平成18年9月29日国土交通省告示第1173号に従ってください。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる補助対象者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (2) 補助対象建築物は、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象建築物の同一敷地内に存する他の建築物について、この要綱に基づく同一事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象建築物の所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。
 - ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。
 - イ 共有者（相続人が複数あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。
- (5) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者であること。
- (6) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。

<解説>

同一敷地内で補助金の交付を受けられるのは、同一事業について一度のみです。分析調査事業、アスベスト除去等事業それぞれの事業について一度のみ利用できます。

ただし、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付実施要領にあるように、この要綱により既に分析調査の補助金を受けた建築物でも、分析調査した以外の種類のアスベストを新たに分析調査する場合には補助の対象となります。

なお、ここでいう敷地は、建築基準法施行令第1条第1号にいう敷地とします。

補助対象建築物の所有者が複数存在する場合には、すべての共有者や区分所有者の同意を得る必要があります。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 目	対 象 経 費	補 助 金 額
分析調査事業	補助対象建築物について、分析調査事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用。	対象経費の全額。ただし、150,000円を限度とする。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
アスベスト除去等事業	補助対象建築物について、アスベスト除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用。	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,200,000円を限度とする。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）

<解説>

アスベスト除去等の対象経費は、除去、封じ込め、囲い込みにかかる経費をいいます。

また、アスベストの除去に伴う、耐火被覆の復旧費用及びアスベストの処分費用についても補助の対象となります。

なお、対象経費のうち消費税額の取り扱いについては、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成17年9月1日付け国住総発第37号住宅局長通知）により示された方法により、消費税相当分の取り扱いをしてください。

（交付の申請）

第5条 分析調査事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（申請者が管理組合である場合は第8号及び第9号を除く。）を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- （1） 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類
- （2） 申請者が当該申請に係る補助対象建築物の管理者である場合は、管理者であることが分かる書類
- （3） 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築時期及び用途が分かる書類
- （4） 分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し
- （5） 案内図、配置図、各階平面図に事業を行う箇所を明示したもの及び現況写真（建築物の外観及び吹付けられた建材の施工箇所）
- （6） 区分所有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者全員の同意を得たことが分かる書類。ただし、申請者が管理組合である場合は、組合規約及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの
- （7） 共有者がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことが分かる書類
- （8） 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請書提出日の直近のもの）
- （9） 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（直近の支払い期日分のもの）
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、事業を実施する前に市長に提出しなければならない。

- （1） 前項第1号から第3号まで及び第6号から第9号に掲げる書類。ただし、申請者が管理組合である場合は第8号及び第9号を除く。
- （2） 分析機関が発行した分析結果報告書の写し
- （3） 案内図、配置図、各階平面図に事業を行う箇所を明示したもの及び現況写真（建築物の外観及びアスベスト含有吹付け建材の施工箇所）
- （4） アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書の写し
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

<解説>

申請者が法人あるいは団体の場合には、申請書には必ず代表者名を記入してください。

交付の申請時には補助対象建築物の所有者と建築時期及び用途が分かる固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写しと、滞納していないことが分かる納税証明書の写し（又は領収書の写し）を提出してください。所有者が複数いる場合や納税者が変更されている場合で課税明細書の内容と相違がある場合は登記事項証明書等を添付し、所有者全員の納税証明書の写し（又は領収書の写し）を添付してください。なお、分譲マンションの場合には、納税証明書に替えて管理組合が行った補助対象事業についての同意議決書等の写しが必要になります。

建築物の所有者又は管理者が法人の場合、支店が本社の代理となり申請者として申請等の手続きを行うことはできますが、この場合には本社から支店に対して、申請等一切の手続きを委任した旨の委任状が必要となります。

分析調査事業を行う場合には、必ず先に定性分析を行い、アスベストが含有されていることを確認してから定量分析を行ってください。

なお、分析調査結果の報告は厚生労働省通知による「石綿障害予防規則 第3条第5項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）」又は、これと同等の書類での報告とします。

アスベストの含有が重量比0.1%を超えるものについては、アスベスト除去等事業の補助金交付の申請をすることができます。

アスベスト除去等事業の補助金交付の申請を行おうとする場合は、複数の会社で事業に係る対象経費の見積書を取るようしてください。

既に分析調査が済んでいる場合は新たに分析調査をする必要はなく、労働省労働基準局長の平成8年第188号通達、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長の平成17年第0622001号通知、厚生労働省労働基準局長の平成18年第0821002号通達のどの分析方法の結果であっても、アスベストの含有重量比が0.1%を超えていれば補助の対象となります。

アスベスト除去等事業の場合、必要に応じて事業の着手前に住宅都市局の職員が現地を確認させていただきます。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

＜解説＞

交付の決定通知後、事業の契約を行い、速やかに事業に着手してください。

完了実績報告書が事業年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）迄に提出できるように、事業の工程を組んでください。なお、分析調査事業については45日、アスベスト除去等事業については90日の事業期間が定められています。これらの事を考慮のうえ、各種手続きを行ってください。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、第5条各項の規定による申請を取下げるときは、第10条第1項及び第2項に定める完了実績報告書を提出する前までに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業取下げ届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

＜解説＞

申請事業の取下げが決まった場合は、速やかに補助金交付決定通知書を添付のうえ事業取下げ届を提出してください。

（変更交付申請等）

第8条 分析調査事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

（1） 分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 アスベスト除去等事業に係る補助金の交付決定後に計画の変更により補助金の追加交付等交付額の変更を申請する場合は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金変更交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

（1） 申請に係る補助対象建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられていることが分かる書類

（2） アスベスト除去等事業に係る対象経費の見積書の写し

- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3** 第6条第1項及び第2項の規定は、前2項の規定による補助金の交付額の変更申請について準用する。この場合において、第6条第1項中「様式第3号」とあるのは、「様式第3号の2」と読み替えるものとする。

<解説>

添付書類は補助金交付申請時と同一としますが、変更箇所を明示してください。詳細は、担当者と打ち合わせてください。

(完了実績報告等)

- 第10条** 申請者の分析調査事業に係る報告は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 請負契約書等の写し
 - (2) 着手箇所ごとの着手前の写真
 - (3) 着手の状態が確認できる写真
 - (4) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し（調査を実施した建築物石綿含有建材調査者の記名及び修了証明書の写しの添付があるものに限る。）
 - (5) 分析による調査に要する費用に係る分析機関からの請求書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 2** 申請者の、アスベスト除去等事業に係る報告は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）完了実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 請負契約書等の写し
 - (2) 着手箇所ごとの着手前の写真
 - (3) 着手の状態が確認できる写真
 - (4) 施工者が発行したアスベスト改修結果報告書（計画の策定を行った建築物石綿含有建材調査者の記名及び修了証明書の写しの添付があるものに限る。）
 - (5) アスベストの除去等に要する費用に係る施工者からの請求書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3** 前2項の書類は、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

<解説>

請負契約書の写しに替わって、工事請書の写しも可とします。

分析調査事業の場合には着手の状態が確認できる写真として、試料を採取している写真を提出してください。工事の着手は、補助金交付の決定後でなければなりません。

分析調査結果報告書は、厚生労働省通知による「石綿障害予防規則 第3条第5項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）」又は、これと同等の書類とします。なお、建築物石綿含有建材調査者が分析調査を行ったことを示すために、調査者の記名及び修了証明書の写しの添付が必要です。（登録証の発行を受けている場合は登録証の写しでも可とします。）

アスベスト除去等事業については除去工事完了時（養生撤去前）に住宅都市局の職員が除去等の状況を確認させていただきます。

アスベスト改修結果報告書は、以下の書類を添付してください。

《除去処理工事の場合》

各関係機関届出書の写し（大気汚染防止法、石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）、除去処理工事期間、除去処理工事業者名、除去処理工事の場所・部位、工事写真、作業員名簿、マニフェストの写し等の施工記録、施工要領書

《封じ込め処理工事の場合》

各関係機関届出書の写し、封じ込め処理工事期間、封じ込め処理工事業者名、封じ込め処

理工事の場所・部位、工事写真、飛散防止処理剤の種類と使用量等、作業員名簿、マニフェストの写し等の施工記録、施工要領書

《囲い込み処理工事の場合》

各関係機関届出書の写し、囲い込み処理工事期間、囲い込み処理工事業者名、囲い込み処理工事の場所・部位、工事写真、囲い込み材料の使用量、飛散防止処理剤の種類と使用量等、作業員名簿、マニフェストの写し等の施工記録、施工要領書

なお、改修結果報告書は、建築物石綿含有建材調査者が計画の策定を行ったことを示すために、調査者の記名及び修了証明書の写しの添付が必要です。（登録証の発行を受けている場合は登録証の写しでも可とします。）

請求書の写しは、日付けのあるものに限りします。

分析調査事業の報告をする場合には、定性分析、定性・定量分析の別を記入してください。

事業年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）迄に完了実績報告書が提出できるように、補助金の交付申請書等、手続きは余裕をもって行ってください。補助金交付の決定通知書が交付される迄には数週間かかります。なお、分析調査事業については45日、アスベスト除去等事業については90日の事業期間が定められていますので、これらの事を考慮のうえ各種手続きを行い、書類等の提出期日を遵守してください。

事業年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）迄に必ず完了実績報告書を提出してください。この期日以降になると補助金の交付が受けられなくなります。

（事業期間の延長）

第11条 申請者は、第2条第2項第2号及び同条第3項第3号に定める期間内に事業が完了しない場合には、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業期間延長届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

＜解説＞

事業年度の2月末日（末日が土日祝日の場合は直前の開庁日）迄に完了実績報告書が提出できるものに限りします。

（補助金額の確定通知）

第12条 市長は、第10条第1項及び第2項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 申請者は、分析調査事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（分析調査事業）補助金交付請求書（様式第12号）に、分析による調査に要する費用を分析機関に支払ったことが分かる領収書等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、アスベスト除去等事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、前条による補助金の額の確定後、すみやかに名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業（アスベスト除去等事業）補助金交付請求書（様式第13号）に、アスベストの除去等に要する費用を施工者に支払ったことが分かる領収書等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は前2項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

＜解説＞

領収書等の写しは、日付けのあるものに限りします。

また、銀行から振り込まれた場合、振込み内容（振込先・振込み依頼人・振込み金額・振込み年月日等）が明記された書類も、可とします。

補助金の額の決定後、速やかに補助金交付の申請をしてください。補助金交付請求書の提出は、補助金交付決定通知のあった日の属する年度の3月15日（3月15日が土日祝日の場合は直前の開庁日）を期限とします。

（地位の承継）

第14条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で建築物吹付けアスベスト対策事業を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位の承継をすることができる。

3 地位の承継を受けようとする者は、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業承継届（様式第14号）に地位を承継する者であることが分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

＜解説＞

地位の承継をしようとする者は、速やかに承継届を提出してください。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取消し、名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき

（2）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき

（3）その他、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは、既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金返還命令書（様式第16号）により行うものとする。

＜解説＞

補助金の返還を求められた者は、返還命令書に定められた期日までに補助金を返還しなければなりません。

（その他）

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

＜解説＞

名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付実施要領が定められています。

附 則

この要綱は平成18年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は平成３０年１０月２３日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの要綱による改正後の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- ３ この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和２年１２月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)に基づいて提出されている申請書等は、それぞれこの要綱による改正後の名古屋市民間既存建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- ３ この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。